

市第50号議案

公有水面埋立てに関する意見提出

次のように公有水面の埋立てをすることについて市長の意見を求められたので、この埋立計画は、横浜港の物流機能の充実及び国際競争力の強化並びに大規模地震にも対応できる岸壁の整備を図るため必要である旨の意見を横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長に提出する。

平成19年9月13日提出

横浜市長 中 田 宏

1 埋立てをしようとする者の名称及び住所

名 称 国土交通省関東地方整備局

代表者 国土交通省関東地方整備局長

中 島 威 夫

住 所 さいたま市中央区新都心2番地の1

2 埋立区域

位 置 中区南本牧2番、2番の2及び5番地先公有水面

区 域 別図1のとおり

面 積 59,272.87 m²

3 埋立てに関する工事の施行区域

位 置 中区南本牧2番、2番の2及び5番地先公有水面

区 域 別図2のとおり

面 積 252,886.86 m²

4 埋立地の用途

ふ頭用地 約5.9 ha

5 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D. L. +4.00m～D. L. +4.20m (D. L. は、横浜港工事事用基準面)

(2) 工作物の種類及び構造

岸壁

構造 鋼板セル構造

天端高 D. L. +4.00m

岸壁取付部

構造 二重鋼管矢板構造

天端高 D. L. +4.00m

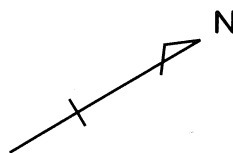
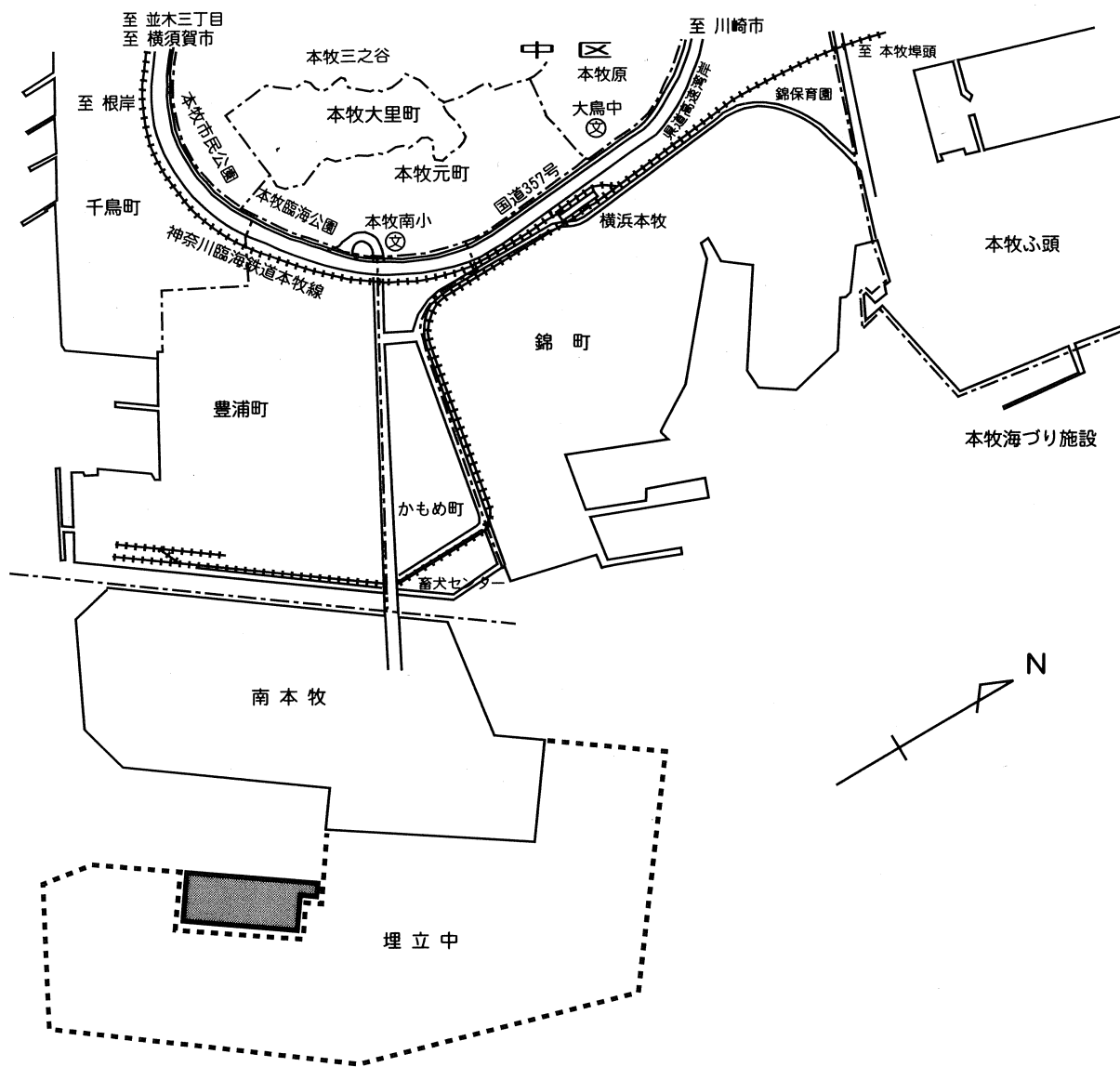
(3) 埋立てに関する工事の施行方法



岸壁を概成させて埋立区域を海域と遮断した後、しゅんせつ土、陸上残土及び山砂を海上から投入して埋め立てる。

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

3年3箇月間

埋立区域平面図



凡例	
	埋立区域
	町界

提 案 理 由

公有水面の埋立てをすることについて横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長から意見を求められたので、公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第3条第4項の規定により提案する。